

成年後見人等の報酬助成の申請について

申請者	本人（被後見人等） 又は 後見人等 ^{※1} ※1 保佐人・補助人においては、代理権を付与された者に限る。
対象要件	1 市長又は本人若しくは親族等による審判請求により選任された親族以外の後見人等（成年後見人、保佐人又は補助人）が受任していること。 2 本人（被後見人等）が（1）、（2）のいずれかに該当すること。 （1）生活保護受給者 （2）次の（ア）～（ウ）のいずれにも該当する者 ア 本人及び本人と同一世帯全員の市県民税が非課税であること。 イ 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額が、家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬の額に35万円を加えた額に満たないこと。 ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外の活用できる資産がないこと。
申請期間	家庭裁判所が成年後見人等の報酬の付与及びその額を決定した日から起算して1年以内
必要書類	1 後見人等の報酬助成金支給申請書（第1号様式） 2 報酬付与の審判決定書の写し 3 生活保護受給者証明書又は非課税証明書 4 財産目録及び被後見人等の通帳の写し（報酬付与申立時に提出したもの） 5 後見等開始の審判決定書の写し又は登記の写し（報酬付与の期間が就職の日の場合） なお、申請ケースに応じて、追加で提出書類を求めることがあります。
申請の流れ	1 家庭裁判所より成年後見人等の報酬の審判を受ける。 2 必要書類を長崎市（高齢者すこやか支援課又は障害福祉課）へ提出する。 3 長崎市が報酬助成金の支給の適否を決定し、次のものを後見人等へ送付する。 （1）成年後見人等の報酬助成金支給（不支給）決定通知書（第2号様式） （2）成年後見人等の報酬助成金請求書（第3号様式） 4 長崎市より送付された「成年後見人等の報酬助成金請求書（第3号様式）」に申請者の口座情報 ^{※4} を記入し、長崎市へ提出する。 ※4 希望する口座の名義が申請者と異なる口座（事務所の口座等）の場合は、名義の異なる口座へ入金希望の旨を記載した申出書（任意様式）を申請者名義で作成し、併せてご提出ください。

<p>助成額</p>	<p>家庭裁判所が決定する成年後見人等の報酬の額^{※2}</p> <p>【上限】 被後見人等が在宅の場合 月額上限 28,000 円 被後見人等が施設^{※3}の場合 月額上限 18,000 円</p> <p>(例) 家裁の報酬額が 240,000 円で在宅の場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">月額上限</td> <td></td> <td style="text-align: center;">対象期間</td> <td></td> <td style="text-align: right;">助成上限</td> <td></td> <td style="text-align: right;">家裁の報酬額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">28,000 円</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">12 月</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;"><u>336,000 円</u></td> <td style="text-align: center;">></td> <td style="text-align: right;"><u>240,000 円</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">↓ 報酬助成額</p> <p>(例) 家裁の報酬額が 240,000 円で施設の場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">月額上限</td> <td></td> <td style="text-align: center;">対象期間</td> <td></td> <td style="text-align: right;">助成上限</td> <td></td> <td style="text-align: right;">家裁の報酬額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">18,000 円</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">12 月</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;"><u>216,000 円</u></td> <td style="text-align: center;"><</td> <td style="text-align: right;"><u>240,000 円</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓ 報酬助成額</p> <p>※2 本人（被後見人等）が死亡し、本人（被後見人等）の財産から報酬に充当された場合は、家庭裁判所が決定する報酬の額から、報酬に充当された額を差し引いた額とする。なお、上記の上限額は同様に適用するものとする。</p> <p>(例) 本人（被後見人等）の財産から 5 万円充当された場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">家裁の報酬額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">報酬に充当された額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">報酬助成額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">240,000 円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">50,000 円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">190,000 円</td> </tr> </table> <p>※3 施設とは、介護保険施設、有料老人ホーム、グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどの入居施設とする。</p>	月額上限		対象期間		助成上限		家裁の報酬額	28,000 円	×	12 月	=	<u>336,000 円</u>	>	<u>240,000 円</u>	月額上限		対象期間		助成上限		家裁の報酬額	18,000 円	×	12 月	=	<u>216,000 円</u>	<	<u>240,000 円</u>	家裁の報酬額		報酬に充当された額		報酬助成額	240,000 円	-	50,000 円	=	190,000 円
月額上限		対象期間		助成上限		家裁の報酬額																																	
28,000 円	×	12 月	=	<u>336,000 円</u>	>	<u>240,000 円</u>																																	
月額上限		対象期間		助成上限		家裁の報酬額																																	
18,000 円	×	12 月	=	<u>216,000 円</u>	<	<u>240,000 円</u>																																	
家裁の報酬額		報酬に充当された額		報酬助成額																																			
240,000 円	-	50,000 円	=	190,000 円																																			
<p>提出先 及び 問合せ先</p>	<p>【本人（被後見人等）が 65 歳以上の場合】 高齢者すこやか支援課 総務係（TEL 095-829-1146）</p> <p>【本人（被後見人等）が 65 歳以下の場合】 障害福祉課 総務企画係（TEL 095-829-1141）</p>																																						